

令和6年（ワ）第5849号 地位確認等請求事件

原告 松竹 伸幸

被告 日本共産党

原告第2準備書面

～原告第1準備書面の補充～

2024（令和6）年9月4日

東京地方裁判所民事第37部甲合議E係 御中

原告訴訟代理人 弁護士 平 裕介

同 弁護士 伊藤 建

（連絡担当）同 弁護士 堀田 有大

原告は、原告第1準備書面（2024（令和6）年8月19日付）20頁～21頁において、以下のとおり主張した。

「すなわち、令和2年最大判以前の最高裁判例をみても、地方議会にお

いては、単純な内部処分である出席停止処分は対象外とされたのに対し、地方議会内部から外部へと追い出す除名処分は『議員の身分の得喪に関する重大事項であり、単なる内部規律の問題に止らない』として司法審査の対象とされていた（最大判昭和35年3月9日民集14巻3号35頁）。」

上記のうち、「議員の身分の得喪に関する重大事項であり、単なる内部規律の問題に止らない」との引用は、昭和35年最大判（最大判昭和35年10月19日民集14巻12号2633頁）が、最大判昭和35年3月9日民集14巻3号35頁との射程を区別した次の箇所である（傍点及び太字は、原告訴訟代理人らによる。）。

「（尤も昭和35年3月9日大法廷判決—民集14巻3号355頁以下—は議員の除名処分を司法裁判の権限内の事項としているが、右は議員の除名処分の如きは、議員の身分の得喪に関する重大事項であり、単なる内部規律の問題に止らないからであつて、本件における議員の出席停止の如く議員の権利行使の一時的制限に過ぎないものとは自ら趣を異にしているのである。従つて、前者を司法裁判権に服させても、後者については別途に考慮し、これを司法裁判権の対象から除き、当該自治団体の自治的措置に委ねるを適當とするのである。）

なお、昭和35年最大判は、令和2年最大判により変更されていることは、既に訴状において主張したとおりである（訴状10頁）。

以上